

Title	一八六六年から一八六八年に至る第一インターナショナルの総務委員会にかんする史料 (その一)
Sub Title	Documents on the history of the First International from 1866 to 1868 : the general council of the First International, 1866-1868, Minutes
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.4 (1965. 4) ,p.307(65)- 320(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19650401-0065
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650401-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (68) Ibid., S. 184.
- (69) Ibid., S. 184.
- (70) Ibid., S. 183.
- (71) W. Boelcke, a. a. O., S. 174 f.

資料

一八六六年から一八六八年に至る第一インター
ナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

(The General Council of the First International, 1866-1868,
Minutes, 1964, Progress Publishers, Moscow, pp. 444.)

飯 田 鼎

一九六四年は、第一インターナショナル結成一〇〇年にあたり、
社会主義諸国ではこれを記念していろいろな行事が催されたが、モ
スクワのマルクス・レーニン主義研究所では、当時ロンドンで開かれ
たこの国際的組織の中核的機能ともいべき第一インターナショナ
ル総務委員会の歴大な記録を公刊しはじめていた。その史料の意義
について簡単にふれるならば、一八四八年のフランス二月革命の危
機を克服して、一八五〇年後、イギリスを中心として着実な発展を
みせつつあったヨーロッパの資本主義とは対照的に、社会主義運動
はかつての「四〇年代」の目標を失い、労働者階級の運動の具体的

一八六六年から一八六八年に至る第一インターナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

六五 (三〇七)

な進め方、その組織および戦術等も、各資本主義諸国の発展のテン
ポおよびその諸条件の相違等から、統一のない不安定なものとなる
傾向⁽¹⁾があった。一八六四年の第一インターナショナルの結成は、主
としてマルクスとエンゲルスが、このような社会主義および労働運
動の四分五裂の状況のなかで、社会主義勢力の再建および結集をは
かり、これを中心として各国の労働組合主義者および民族主義者な
どの連合統一戦線をはかること⁽²⁾であった。そしてさらに科学的な社会
主義をもって理論的に武装し、⁽²⁾たんに防衛的組織としてのみならず、
資本主義の土台を揺がすような革命的組織に育て上げようとする意
図が、彼らの胸の中に当然に秘められていたことはいうまでもない。
そしてこのような重要な使命を担う国際的組織の中核こそ、この総

務委員会であつて、ここでは、第一インターナショナルの組織運営上の重要な諸問題、各国支部との連絡事項、運動の発展の状況、会員や役員の内命および除名などの重要な問題について議決され、その記録が保管されているのである。

筆者はすでに二回にわたり、一八六四年から一八六六年に至る総務委員会の記録について紹介を試みたが、今回ここにとりあげた「一八六六年から一八六八年までの第一インターナショナル総務委員会」は、その第二巻であり、これをよむことによってわれわれは一八六六年九月、スイスのジュネーヴで開かれた第一インターナショナル(国際労働者協会)第一回大会以後の複雑化した国際社会主義運動内部のさまざまな問題について克明に知ることが出来る。その意味では、本史料は、国際社会主義運動史を研究する者にとって必読の文献であり、筆者がとりあげる理由もまたここにある。

それでは、ジュネーヴ大会以後のインターナショナル内部の重大化した問題とは一体何であろうか。

一八六六年、九月三日から八日にかけて、スイスのジュネーヴで開かれた第一インターナショナル第一回大会は、二二の支部を代表する四六名の代議員によって代表された。そのなかには、総務委員会のメンバー、すなわちオッジャー(George Odger)、カーター(James Carter)、ユング(Hermann Jung)、ヒッカリウス(Johann Georg Eccarius)、クリーマー(William Randal Cremer)およびデュポン(Eugène Dupont)が入っていた。加盟団体(主としてスイスの二三支部)を二〇名が代表したのである。

インターナショナル第一回大会の主要な任務は、その構成およびその綱領の根本的諸原則を承認することであり、その組織はつぎのような形態をとつたのである。すなわち、支部組織であつて、これに加えて、労働組合や教育協会のような種々の団体の加盟が承認された。一定の国のすべての支部は、後に連合評議会の名称をとつた全国中央委員会を選出した。各国の各地方および各地区においては支部が結合して地区評議会を形成した。各支部の活動には自治が許されたが、総務委員会と直接の交渉をもっている各支部は、インターナショナルの一般原則、大会決議および組織規約に従わなければならなかった。ところで総務委員会は、全体の組織の先頭に立つ機関であり、大会によって選出され、責任を負う。大会はインターナショナルの最高の議決機関であり、大会から大会に至る総務委員会の所在地を決定し、委員会の成員を選出し、次期大会の場所と日時を決定した。

さて、総務委員会には、つぎのような権限と義務とが付与されていた。すなわち、大会の決議の執行、各組織の間の一環として行動すること、これらの組織とは通信によって接触を保つこと、インターナショナルの活動に一般的指導を与えること、労働者の状態にかんする統計材料の蒐集および整理、各支部にたいし、事態の報告をなすべき定期的レポートの発行などであつた。

これをみても明らかのように、総務委員会は、大会が最高の議決機関であるのに対して執行機関であつて、マルクスとエンゲルスはこの民主的組織を充分に活用することによって、労働者の個々の要

求、その闘争の具体的な形態とプロレタリア階級の運動の主要な目標——資本主義制度の転覆と新しい共産主義社会の建設——とを結びつけようとしたのである。かくして、協会の暫定規約では一八六五年にブリュッセルで開かれることに定められていたが、これは開かれずに終り、その代りに、一八六五年九月二十五日から二十八日にかけてロンドンで協議会がひらかれた。協議会は、来るべきジュネーヴ大会の日程をきめ、議事を確認したのであるが、そのなかには、労働組合、その過去、現在、未来、協同組合労働、直接税と間接税、労働日の短縮、婦人労働と児童労働、ロシアのヨーロッパ侵略と統一・独立、ポーランドの再興、常備軍、生産諸階級の利害に及ぼす影響などの重要な問題が掲げられている。ここにはまだ明白に社会主義的要求として現われているわけではないが、これらはイギリスを中心とするヨーロッパの労働組合運動にとって、実に緊急不可欠な問題であつたことは疑いえない。これらの諸問題の多くは、ジュネーヴ大会で採択されたのであるが、つぎのローザンヌ大会までの間、この決議が、総務委員会の行動を強く規定したのであつた。そこでわれわれは、ジュネーヴ大会に提出されたこの総務委員会の報告について、ややくわしくみることにしよう。

(一) 労働日の制限……いわゆる標準労働日の確立のための闘争は、すでにイギリスにおいては、十九世紀初頭以来、根強くつづけられており、一八四七年のいわゆる十時間法の通過によって、一応の目的は達せられたものと考えられていた。しかし実際には一八五〇年代になると、これが骨抜きにされる傾向が現われはじめ、その

ために、たんに婦人および子供のみなならず、一般成人男子労働者の労働時間も、極端に長く延長される傾向を生み出したのであつて、こうした状況にかんがみ、インターナショナル・ジュネーヴ大会は、「労働日の制限は、それを欠く場合には、労働者の状態を改善し、彼らを解放しようとするそれ以上のいっさいの試みが失敗する先決条件である。それは国民の大部分を構成する労働者階級の健康と体力とを恢復するためにも、知的発達と相互の交際の社会的・政治的活動との可能性を労働者に保障するためにも必要である」という立場から八時間労働制を要求するとして、これをジュネーヴ大会の重要議題としたのである。

(二) 児童と少年の労働……資本制社会のもとにおいては、児童および少年労働者を、大量に生産労働者に転化させる傾向があることが強調されたのち、男女児童労働者を、つぎの三つのグループに分ける。(I)九歳ないし一二歳の児童、(II)一三歳ないし一五歳の児童、(III)一六歳および一七歳に達した少年。そして第一のグループにたいしては、いかなる職場における労働も、あるいは家内労働をも二時間に制限し、第二グループには四時間、第三グループには六時間に制限することを提案しており、とくに第三グループについては、休憩時間は、食事もしくは休息のために、すくなくとも一時間なければならぬとしている。そしてその目的として、「労働者をたんなる資本蓄積の道具の段階にまでひきさげ、窮乏によってうちひしがれた両親をして、自分自身の子供を販売する奴隷所有者にかえる社会制度の傾向にたいする、ぜったい必要な解毒剤にすぎない。児童

と少年との権利はまもらなければならぬ。彼らは自分でまもることができない。それゆえ彼らを庇護することは社会の義務である⁽⁸⁾とのべているのは、社会主義以前のヒューマンイズムの嗅いを強く感じさせられよう。すなわち労働が教育と結合されることの必要性を訴え、その教育を、(一)知能教育、(二)体育学校および軍事教練でおこなわれているような体育、(三)技術教育に分類し、これらの教育が国家の政策として法的に規定され、実施されたならば、「有給の生産的労働、知能教育、肉体の鍛練および工芸技術教育の結合は、上流および中流階級の水準よりはるかに高い水準に労働者階級をたかめるであろう⁽⁹⁾」とのべていることは、社会政策的な改良の重要性を指摘したものであるとして、革命と改良との間の困難な問題について柔軟な処理の仕方を示したものであり、インターナショナルの政策の微妙さをみるのである。

(四) 協同組合労働……「国際労働者協会は、労働者階級の自然発生的な運動を統合し、それに統一性をあたえることを目的としているが、どのような学説の体系であろうとも、これを運動に命令したりおしつたりすることを目的とするものでは決してない。それゆえ、大会は、協同組合のある特殊な制度を唱導すべきではなく、若干の一般的な原則を宣言するにとどめなければならぬ⁽¹⁰⁾」(傍点筆者)。この一節は決定的に重要である。なぜなら、自然発生的運動の統合と統一の必要性の強調と、特定の理論や学説を、運動の外部からおしつけるものではないという意志表明は、いうまでもなく、マルクス主義科学的社会主義のみが唯一のイデオロギーであり、

またそのためにこそ「資本論」の完成を急ぎつつあったマルクスにとっては、あくまでも戦術的な配慮であり、またそのためにこそ、一八六七年というこの時点における国際的労働運動のむずかしさとこれに対処する彼らの微妙な態度があった。すなわち、(一)「協同組合運動は、階級対立に基礎をおいた現代社会を改造する諸力のひとつであると考え」と規定しつつも、(二)「けれども、賃労働の個々の奴隷が自分の努力によってつくりださうにすぎないような零細企業のわくのなかでは、協同組合運動は資本主義社会を改造することが決してできないであろう。社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な調和のとれた制度にかえるには、全般的な社会的変化、社会機構の基礎の変化、社会の組織された力、すなわち国家権力が、資本家、地主から生産者自身にうつることによってのみ達成しうるような変化が必要である⁽¹¹⁾」というのは、あくまでもブルードン主義にたいする批判という視角からばかりでなく、イギリス労働組合運動の主要な潮流のひとつを形成している協同組合運動にたいする痛烈な警告でもあったのである。すなわち、(三)現代の経済機構をほりくずすものとしての協同組合生産の強調、(四)協同組合原理にもとづく基金によって、新しい協同組合工場の設立、(五)協同組合のブルジョアの株式会社への転化の防止などをつけ加えることによって、この運動のブルジョアの改革運動への墮落の危険を指摘するとともに、その進歩的・前進的役割を強調していることも忘れられてはならない。

しかしながら、何といつても注目しなければならないのは、労働

組合にかんする総務委員会の報告で、「労働組合の過去、現在および未来」と題し、マルクスが起草したものである。インターナショナルが、いかに労働組合運動を重視しているかをもっとも簡潔に示したものであり、その文章もまた光彩を放っている。

四 労働組合、その過去、現在、未来……労働組合の過去について報告はつぎのようである。「労働者がわにある唯一の社会的な力は多数の力である。多数の力は一致のためにうちやぶられる。労働者の分散は、労働者自身のまぬがれがたい競争によってうみだされ、維持される。労働組合は、最初は、労働者が、すくなくともたんなる奴隷よりはましな地位にのぼれるだけの契約条件をたたかいたるために、この競争を排除するか、せめて制限しようとして「おこった」自然発生的なくわだてから発生した⁽¹²⁾。このように労働組合運動の歴史的・理論的性格を規定したのち、労働組合の直接の目的は、賃金と労働時間の問題であるが、他方さらに進んで、「それは自覚せずに、労働者階級の組織の中心になっている。」「労働組合が資本と労働とのあいだの日々のゲリラ戦にとって欠くことができないとすれば、それは、賃労働制度そのものと資本の権力を廃止⁽¹³⁾するための組織された促進手段としては、さらにいっそう重要である⁽¹³⁾」と指摘しているのは、まことに教訓的である。オツシアのようなクラフト・ユニオンズムの代表者の見解からすると、きわめて革新的な論調であるが、「その現在」および「その未来」では、このような論理がさらにはつきりと窺うことができるのである。

すなわち、労働組合の現在の状態については、一八六六年六月、シ

エフィールドで開かれた労働組合代表者会議における決議「本会議は、すべての国の労働者を、共通の兄弟的同盟に結合するための国際協力の努力を完全に評価する。そして協会が全労働人民の進歩と幸福にとつて必要であることを確信して、本会議に代表をおくった諸団体に、この協会に加盟することを切に勧告する⁽¹⁴⁾」を引用して、労働組合が最近、その歴史的使命を自覚して、政治運動に意識的に参加していることを強調している。これは一八六七年が、いわゆる第二次選挙法の改正が行われた年であり、そのために労働者階級の政治的関心が、これまでになかまりをみせたことの影響と考えられ、必ずしもマルクスのいう意味における、「偉大な歴史的使命の自覚」(Bewusstsein der grossen historischen Mission)であったかどうかは疑わしい。ともかく、総務委員会報告書は、「その未来」について、つぎのような暗示的な一節が、力をこめて書かれているのは印象的である。「その本来の目的とは別に、こんごは、労働組合は、労働者階級の完全な解放という偉大な目的のために、労働者階級の組織の中心として意識的に行動することを学ばなければならぬ。労働組合は、この目的にむかって進むあらゆる社会的・政治的運動を支持しなければならぬ。労働組合は、自分を全階級の前衛闘士であり、代表者であると自認し、またそれを目指して行動するにあたり、組合の外部に「未組織で」いるものを自分の隊伍に加えないわけにいかない⁽¹⁵⁾」。

要するに一八六六年のジュネーブ大会を契機として、インターナショナルは、労働組合をもって、労働力供給の調節者としての地位

以上に、階級的・革命的な性格を付与したことは明らかである。一八六六年以後、第一インターナショナルの総務委員会の記録は、この間の事情を如実に伝えている。その他、直接税と間接税、国際クレディット、ポーランド問題、軍隊、宗教問題等がジュネーブ大会で論議されたが、この大会の決定にもとづいて、インターナショナルはどのように活動したか。ではつぎに本史料の内容に入ることにしよう。

(1) イギリスにおいては労働組合主義、フランスの労働者はブルードンの小市民的協同思想、ドイツの労働運動は、ラッサールの影響下にあつて、国際的な連帯的組織の結成がとすれば阻止されていた。とくにドイツの場合、そうした傾向が顕著であつた。たとえば、ラッサールについて、マルクスは、シュヴァイツァーへの手紙のなかで、つぎのようにのべている。「……ラッサールの同盟(全ドイツ労働者同盟のことをいう……筆者)については、それは反動の一時期に創立されたものである。十五年間のまどろみののち、ラッサールはドイツの労働運動を再びよびよりました——このことは彼の不滅の功績としてのこるものである。だが彼は大きなまちがいをおかした。彼はあまりにも当面の情勢に支配されすぎた。彼は小さな出発点——シュルツェ・デーリツチのような小人との対立——を、彼の煽動——すなわち自助に反対して国家的扶助——の中心点とした……だから、「国家」なるものがプロシヤ国家に転化した。そこで彼はプロシヤ王国、プロシヤ反動(封建主義党)、はては僧侶までに譲歩をよぎなくさせられた。ビューンエのいう組合にたいする国家扶助に、彼は、チャーティストの普通選挙権のよびかけを

結びつけた。彼はドイツとイギリスでは条件がちがうことをみおとした。彼は、フランスの普通選挙権にかんする没落しつつある「第一」帝国の教訓をみおとした。さらに彼は、大衆の苦悩にたいする万策をもちあわせていると主張するすべての人とおなじように、あらかじめ彼の煽動にある宗教的な宗派の性格をあたえた。実際のところ、あらゆる宗派は、宗教的である。さらに彼は、宗派の創立者として、ドイツならびに外国の以前からの労働運動との、いさゝいの自然な連絡を否定した。彼は、その煽動の實在的基礎を、階級運動の現実的要素のうちにもとめず、かえつて階級運動に、一定の空論的な処方にしたがつて、そのなりゆきをさしずしようとして欲したブルードン派の誤謬におちいって」(マルクス・エンゲルス選集、大月版、第一巻四五—四五六頁)。なおこれについては、Ernst Engels: Johann Philipp Becker in der Internationale, Dietz Verlag, Berlin, 1964, が興味深い。

(2) マルクス「資本論」第一巻が、一八六七年に出ていることは今更いまでもないが、その序文のなかでつぎのようにのべている。「……ひとは、このことについて自己購着をしてはならぬ。十八世紀のアメリカ独立戦争が、ヨーロッパの中間階級にたいして警鐘をうち鳴らしたように、十九世紀のアメリカ南北戦争は、ヨーロッパの労働者階級にたいして警鐘をうち鳴らした。イギリスでは、変革過程が手にとるようになり明瞭である。一定の高さに達すれば、それは大陸に反応するにちがいない。大陸ではそれは、労働者階級そのものの発展程度に応じて、より残忍な、あるいはより人道的な、諸形態で行われるであろう……。それゆえ、わたくしは、なかならず、イギリスの工場立法の歴史・内容および諸結果にたいし、本巻において多大の頁をさいした。一国民は他国民から学ばねばならぬし、また学

びうる。たとえ一社会が、その社会の運動の自然法則の足跡を発見したとしても——また近代社会の経済的運動法則を暴露することは本著の最後の窮極目的であるが——その社会は、自然的な発展諸段階を飛びこすことも、それらを立法的に排除することもできない。だがその社会は、生みの苦しみを短くし、やわらげることができない」(Marx/Engels, Werke, Bd. 23, Das Kapital, Erster Band, SS. 15-16, マルクス「資本論」第一部上、七二—七三頁、青木書店、一九五七年)。ここにはまさしく彼が第一インターナショナルの理論的武器としての役割を、この書に果させようとする気魄がみられないだろうか。

(3) 三田学会雑誌、第五六巻第十一号、第五七巻第一号所収拙稿。
(4) この史料の成りたちについては、編集者の序文がよく物語っている。少し長くなるが引用してみよう。「一八六六年九月十八日から一八六八年九月一日までの時期の総務委員会議事録の完全な原文は、モスクワのソヴェート共産党中央委員会のマルクス・レーニン主義研究所の中央文書局にある複写に従つて、原典のままはじめここに出版された。その複写は、ロンドンのビショップスゲート研究所にある議事録の原文からつくられたものである。議事録は、最初、「一八六六年から一八六八年までの第一インターナショナルの総務委員会」と題する本のロシア語の形で、マルクス・レーニン主義研究所から出版された。

一八六六年九月十八日から一八六七年八月二十九日までの総務委員会議事録は、教にして四八で、大判一〇八ページにわたつてゐる。議事録の原本には、これにつづいて、アメリカの通信幹事、フォックスが英語で書いた年次報告書の原文がある。この本では、フォックスの報告は、「総務委員会の記録文書」の部に含まれてゐる。こ

一八六六年から一八六八年に至る第一インターナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

七一 (三二二)

の報告は二三ページにわたつており、二ページばかり、あとで記入したと思われる一八六八年七月十三日付の八時間労働日について書いた筆者不詳の、新聞「スタンダード」にあてられた未完の書簡を含んでいる。かくして、一八六七年九月十七日から一八六八年九月一日までの総務委員会の議事録ができ上るのであるが、全体で六三ページになっており、数にして会合の数は四六となるのである。(The General Council of the First International 1866-1868, minutes, Progress Publishers, Moscow, 1964, p. 23.)
(5) G. M. Skeloff: History of the First International, 1928, p. 79. 内池謙三訳「第一インターナショナル史」(改造文庫(上))一九三二年刊、一四七頁。
(6) Skeloff, ibid., p. 80. 邦訳一四八—一四九頁。
(7) Marx/Engels, Werke, Bd. 16, S. 192. マルクス・エンゲルス選集第十一巻(大月版)一五六—一五七頁。
(8) Marx/Engels, ebenda, SS. 193-194.
(9) Ebenda, S. 195.
(10) Ebenda, S. 195.
(11) Ebenda, SS. 195-196.
(12) Ebenda, S. 196.
(13) Ebenda, S. 197. 邦訳、前掲書一六二頁。
(14) Ebenda, S. 197. 邦訳、前掲書一六三頁。
(15) Ebenda, S. 197.
(16) Ebenda, S. 197.

九月十八日からはじまつて十二月十八日に終つた一八六六年の総

務委員会の議事録には、どのようなことがもつとも大きな問題とな
っているであろうか。まず、九月二十五日の議事録には、つぎのよ
うに記されている。

「クリーマーは、大会が中央委員会に申し出て行ったところを
のべた。すなわち大会は、ル・リュベ(Le Lubez)がフリプ
(E. E. Friberg) およびトラン(H. L. Tolain)を陰謀家およびボ
ナバルティストとして非難しつづけたため、市民フリプールおよ
びトランの動議によって排除された。ル・リュベの除名にもな
い、委員会のすべての活動的なメンバーを新しく任命した。
ル・リュベは、彼らをボナバルティストと呼んだことを否定し
た。

カーターはつぎのようにのべた。ロンドンからの代議員は、
ル・リュベをひきとめるために全力をつくした。すなわち、トラ
ンおよびフリプールの要求にたいする彼らの反対の結果として、
この二人の市民は会場を去った。フリプールは芝居じみた態度で
立ち去ったとのべた。この事件は、リヨンからの一代議員によつ
て解決された。すなわちその代議員がのべたところによれば、彼
は、ル・リュベからフリプールおよびトランがそのなかで罵倒さ
れている一通の手紙をうけとった。リヨンの代議員は、ル・リュ
ベの代表は、リヨンの労働者協会の進歩にたいして多くの害毒を
あたえたのであって、それは最近やつと、そうした悪い結果から
立ち直ったばかりである……。

短い議論ののち、ル・リュベが立ち上つてつぎのようによべ

極的な接近の姿勢をとり、どのような小さな争議にでも援助の手を
さしのべ、またこれを宣伝することを媒介にして、国際的な労働者
の連帯の感情をもり上げようとしたのであって、土曜半日制を要求
して鬮理髪師の闘争にたいして、雇主がフランスからスト破りを
導入しようとしている陰謀にたいして積極的に反対の運動をしてい
ることが十月九日の記録にみられる。イギリスの場合、争議がおこ
れば、スト破りを雇うことが常套手段となっており、やはり十月九
日の記録によれば、ローレンス(Matthew Lawrence)がエディンバラ
の洋服仕立業者のスト破りの導入について報告している。これによ
れば最近の洋服仕立業者会議において、あるエディンバラの仕立業
者は、ヨーロッパ大陸から仕立職人をつれてくるのにこの年の夏中
だけでも四〇〇ポンドの金がついやされているということであり、
こうして入ってきた仕立工は、そこでの労働市場に影響を及ぼすス
コットランドの首都エディンバラの近隣にまだ残っているというこ
とであるとのべている。

ところで、十月二十三日の記録によれば、ジェームズ・リー
(James Lee)とリチャード・オーバートン(Richard Overton)は、
総務委員会への代表として、連合掘さく工組合(United Excavators
Society)からの信任状を提出し、所定の入会費五シリングを支払っ
たのち、カーターの動議にもとづき、兩名は委員会のメンバーとし
て承認されることになった。ところが十月二十三日の記録によれば、
ユンクが、ロンドン労働組合評議会のメンバーが、掘さく工のよう
な不熟練労働者の組合とともにインターナショナルに加入するのは

た。すなわち彼と意見を同じくするイタリーとベルギーの代表が
大会を欠席していると発言した。フリプールとトランは協議会の
時期に、ロンドンで彼を攻撃しようとはしなかった。彼は、次期
大会がジュネーヴでの決定をくつがえすまでは、中央委員会に再
加入の許可を要請すべきではない。彼は、中央委員会が彼に信任
の投票をすべきであると考えた……。」⁽¹⁾

ここにみられる対立的な要素は、たんに個人的な感情や葛藤にも
とづくよりは、インターナショナル内部における複雑なイデオロギ
ーの問題と関連しており、国際的な運動の困難さを物語っている。
インターナショナルが労働組合運動の役割を重視したことは、す
でにみたように、ジュネーヴ大会の決議でも明らかである。すなわ
ち、労働組合をインターナショナルに加入させようとする運動が、総
務委員会を中心に活発に展開されたことは注目し得る。たとえば
十月二日の記録によれば、合同大工および指物師組合(Amalgamated
Carpenters and Joiners)が、インターナショナルの代表派遣を要請
してきたのにたいし、ユンク(Hermann Jung)、レスナー(Friedrich
Lessner)、ラファルグ(Paul Lafargue)およびフォックス(Peter Fox)
等がそれに出席することがきめられた。そしてこの結果について
は、十月九日の総務委員会の席上、書記フォックスが、合同大工お
よび指物師組合の書記アップルガース(Robert Applegarth)からの、
代表派遣に申し出てのインターナショナルへの謝礼の手紙をよんだ
ことが記されている。⁽²⁾

このように総務委員会は、とくに当時のイギリスの労働組合へ積

反対であると報告したといわれるが、⁽⁴⁾運動の発展とともに、このよ
うな矛盾も次第に明らかになるのはさげがたかった。

ロンドン労働組合評議会とならんで、総務委員会にとって重大な
問題は、国民改革連盟(National Reform League)の加入の問題であ
った。ロンドン労働組合評議会(以下L・T・Cと略)のインターナ
ショナル加入は、実に大きな問題であり、労働組合の指導者は、組
合員大衆の意志と希望に反して必ずしも加入に積極的ではなかつ
た。のちに指摘するように、L・T・Cはきわめて微温的な形で、
インターナショナルと友好的関係を保つと宣言することによって、
この問題に決着をつけるのであるが、国民改革連盟(以下N・R・
Lと略称)は、積極的に加入するという態度を示したことは記憶さ
れてよい。

この団体は、チャーティスト運動の闘士、ブロンテア・オブライ
エン(Brothere O'Brien)によって、一八四九年に建設された団体
で、L・T・Cの指導者が、クラフト・ユニオン出身の職業的利益
を優先的に考える熟練労働者であったのに反し、N・R・Lは、
チャーティストや社会主義者が大部分であったことが、総務委員会
との関係において、L・T・Cとは全く異なつた傾向を生み出し
たものと思われる。しかしN・R・Lの場合にも、インターナシ
ョナル加入については、議論の焦点となる問題が存在したことも事
実である。この点については、議論の経緯を、十月二十三日、三十日および
十一月六日の総務委員会の記録は伝えている。すなわち、二十三日
の記録によれば、

「市民コレット (Joseph Collet) は、ソホ区、デンマーク街の N・R・L・に呼ばれて出席した。コレット自身およびハリス氏の動議にもとづいて、N・R・L・は、インターナショナルに加入することの適否を考慮すべきであるということがきめられた。その議論は、次週の日曜日八時以後行われることになる。」

「問題は、N・R・L・のような問題を提起している。ユンク、ウェストン、カーターおよびフォックスが代表に任命された」とあるが、この N・R・L・の会合に出席した結果について十月三十日の記録はつぎのような問題を提起している。

「問題は、N・R・L・のような政党 (political party) が、労働組合団体 (trades societies) と同じ条件で加入することができるかということであった。ショウ (Robert Shaw)、デューボン、カーター、ホワイトヘッド (Whitehead)、ヘイルズ (John Hales)、デルおよびウェストンがこの問題について意見をきき、結局、次回の会合に報告するために、常任委員会 (Standing Committee) に付託された。」

ところでこの問題は、十一月六日の会議で決定されたのであってその記録は、つぎのように書いている。

「書記は、常任委員会の報告を提案した。委員会は、N・R・L・は、労働組合団体に与えられているのと同じ条件で、インターナショナルに加入を許可することを勧告した。ショウとオッジアは委員会の報告を支持したが、ヘイルズは、常任委員会の報告を採択することは不適當なことであるという動議を提出したが、委員の若干のものの説明をきいたのち、ヘイルズはその反対を撤

回した。そこで委員会の報告は、万場一致で採択された。」
このようにして N・R・L・のインターナショナル加盟は実現し、その重要な支柱となるに至ったが、ところで、いまひとつの L・T・C・の加入の問題はどうなったであろうか。これについて総務委員会の記録を辿ってみよう。

まず十一月二十日の記録によれば、のちにみるように籠製造工の闘争が激化するなかで、つぎのように、L・T・C・への代表派遣のことが問題となつて注目される。

「市民ユンクは、総務委員会に、十一月二十八日、L・T・C・に代表者を送ることを思い出させた。ユンク、ヘイルズ、デューボン、ショウ、エックリウス、レスナー、ホワイトヘッド、クリマーおよびマルクスが出席することにきまつた。」

このユンクが「思い出させた」という意味は、すでに十月十六日の総務委員会の記録に、つぎのような決定事項が記録されていることによつては、すなわち

「クリマーは、常任委員会で承認された彼の動議を提案した。L・T・C・に関係のある労働組合団体をして、第一インターナショナルに加入させるために、その力を用いることを勧誘するために、L・T・C・の会合に出席する代表が任命されること。万場一致で可決。

クリマー、ホワイトヘッド、ユンクおよび出席することのできる総務委員会の他の多くのメンバーも代表として任命された。」
ロンドン労働組合評議会 (L・T・C・) が、労働組合の間に非常に

大きな力をもっているのは、イギリスの労働組合がいわゆる職能別組合であり、職種を中心とした全国的な横断組織であるということと大きな関連がある。すなわち異なった職種の労働組合相互の間の連絡を強化して雇主に對抗し、闘争時における財政的援助、情報交換などの機関として生まれ、つぎのような大規模な組合の指導者が、そのなかで大きな役割を演じた。大工および指物師組合のアップルガース (Robert Applearth)、靴工組合のオッジア (George Odger)、煉瓦積工組合のクールソン (Daniel Coulson)、合同機械工同盟のウィリアム・アラン (William Allan) 等が、いわゆるジャンタ (Juntas) を結成し、労働組合運動に独占的地位をしめた。労働組合を第一インターナショナルに加入せしめようと努力していた総務委員は、L・T・C・を第一インターナショナルの英国支部たらしめるために全力をつくした。しかしそれは成功しなかった。一八六七年一月十五日の総務委員会の記録には、つぎのように書かれている。

「九日に L・T・C・によつて承認された決議がその日の新聞『タイムズ』にあらわれるであろうという市民オッジアからの手紙がよまれた。その決議は、つぎのようなものである。

ロンドン労働組合評議会とインターナショナル

「オールド・ベイリー、ベル・インで昨夜開かれたロンドン労働組合評議会の会合で、ダンター氏 (合同機械工同盟議長) が議長となり、つぎのようなことが万場一致で採択された。すなわち、『本会は、つぎのような見解を表明する。労働者の地位は、まだ決して改善されてはいえないし、それどころか、さしせま

つてひどく悪くなる危険にさらされている。ところが一方、さまざまな国の人民は、労働時間を制限したり、賃金を一律にする目的で、彼ら自身の間に正規の交流もない。そして国際労働者協会は、その目的を達成するための最良の手段を与えるので、これによつて、労働の利益にかんするあらゆる問題の助長のために、この組織と協同することに決定した。それと同時に、L・T・C・を以前と同様に、別個の、そして、独立の団体としてつづけることが決定された。」(傍点筆者)

これを要するに、L・T・C・は、第一インターナショナルにたいして、きわめて微妙な態度をとりつづけたのであって、ここにまたインターナショナルのイデオロギーと労働組合クラフト・ユニオンズとの利害の一致とともに矛盾として重複してあらわれていることが興味深い。しかし、インターナショナルは、L・T・C・をそのイギリス支部とすることに成功しなかったけれども、それとの密接な協力関係を保ちながら、イギリス労働者階級の闘争に力強い支援態勢をとつたのである。その典型的な例を、われわれは、籠製造工においてみる事ができる。

一八六六年十月三十日の記録には、「籠製造工の代表」についてつぎのように書かれている。

「オールド・ベイリー、ベル・インで集まつたロンドン籠製造工組合の代表サミュエル・ブライティング (Samuel Brighting) の意見がいま発表された。彼は、雇主たちが、ベルギーの労働者をいれるとおどかしているとのべた。彼は総務委員会にたいし、

このごまかしを出し抜くためにその力を用いるよう要請した。彼は、自分が新しいインターナショナルに自分の組合を加入させる権限を与えられていると宣言した。ベルギーおよびオランダの書記(ベッソンとヴァン・リジエン (Besson and Van Rijen))は、そのそれぞれの国と連絡するよう訓令をうけた。

ブライティング氏は、つぎのようにのべた。ベルギー人を雇うことを契約した雇主はニュー・クロスのフレデリック・ジョージ・パッカーであった。ショウ、ホワイトヘッドの動議にもとづき加入の申込み書に署名したのち、総務委員会のメンバーに選ばれた。⁽¹¹⁾

そして、二週間後の十一月十三日の記録にはつぎのように書かれている。

「籠製造工組合の代表、市民ブライティングは、つぎのようにのべた。十二人のベルギーの籠製造工が、雇主の株式会社代理人によってつれてこられ、そのうち六人はバーモンドスイ、ブリー・アンカー・レイン、レイルウエイ・アーチエスの会社で働いているということである。ロンドンのこの職業に従事している人々は、組合員、非組合員あわせて約四〇〇人から成っている。そして雇主たちは、組合員の代りに、大陸の労働者をいれることによって、組合をつぶそうと決心しているのだ……」

ショウとクリーマーは、チャンスを選ばないと助言した。そしてクリーマーは計略を示唆した。

結局、フォックスとダーキンデルンは、翌日の午後一時に、オ

ールド・ベイリー、ベル・インで、市民ブライティングと会うことがきめられた。⁽¹²⁾

それではストライキ破りを防ぎ、雇主の陰謀を粉碎するために、具体的にどのような手段がとられたのであろうか。一八六六年十一月二十日の記録には、これにかんするきわめて興味深いしかも教訓的なことが記されている。少し長くなるが、左に引用してみよう。

「市民ダーキンデルンは、つぎのようにのべた。彼は、フォックスと籠製造工組合の一員と連絡して、フランス語およびフランス語の手紙をあたえたのち、ベルギーの籠製造工を工場の外に連れ出そうとする目的で、先週の水曜日、ブリー・アンカー・レインに出かけた。フォックスとダーキンデルンは工場にいき、雇主に会った。そしてフォックスは、籠製造工であることがわかり、現在ベルギーにいるダーキンデルンの兄弟を雇うかどうかを雇主に訊ねたところ、彼は雇うといった。そして雇主は、フォックスとダーキンデルンを工場の中に入れていたので、フォックスが雇主と歓談しているうちに、ダーキンデルンはベルギー人の労働者のところへ行つて、彼らが、英国の労働者に加えつつある損害というものを指摘したために、酒を一ぱい飲ませるといふことで二人のベルギー人を店の外へつれ出すことに成功した。雇主は大いに反対したけれども、その二人のベルギー人は、英国の籠製造工と会見することによって、彼らが英国人にたいしてなしつつある害悪というものに強く印象づけられたので、工場に帰つてその道具をとりまとめ、他の四人をも一緒に出ていくように説得するこ

とを決心した。

彼らは、その日は、他の四人をつれ出すことに成功しなかった。そこでールド・ベイリーのベルにある籠製造工組合へ出かけた。そこで彼らは歓待され、ベットや雇主のもとで必要としていたあらゆるものを与えられたのである。

翌日、彼らは工場にいつて、他の四人の者にも、工場を出るようになされた。

籠製造業者は、六人にたいし、ベルギーまでの交通費と同時に金銭を支給した。彼らは、ベルギーの労働者が、家路につく船にのっているのを見た。そしていままに船が出帆しようとしたとき、再びひきもどそうとした。しかしながら、失敗した。そしてベルギーの労働者たちは、同じような状況のもとでは、もはやどんなベルギー人もイギリスにつれてこないように決心して、去つていった。⁽¹³⁾

なかなか面白い記録ではないか。このようなストライキ破りを防遏し、労働者階級の利益を擁護しようとする第一インターナショナル総務委員会の努力は、各国の労働者から高く評価され、インターナショナルへの関心を強めることによつて、プロレタリアートの団結と国際的連帯の精神を強化することに貢献したことは記憶されてよい。一八六六年十二月十一日の総務委員会の記録には、つぎのようなことが記されている。

「デュボンは、国際労働者協会(第一インターナショナル)に加入した男女の労働者から成るパリーの製本工からの手紙をよん

一八六六年から一八六八年に至る第一インターナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

だ。それには、籠製造工の場合のように、外国の労働者の移入に抵抗するために、協会が存在したということは幸福なことであつたと……」

またパリからの手紙には、パリーの仕立工は、ロンドンの仕立工のよびかけと、必要がおれば、いつでも援助するという約束に感謝するといふ旨のことが書かれてあつた。

馬車貨物積込み人および馬具製造工組合 (Coach-Trimmers and Harness-Makers' Society) ——それは、グロスウィーナー・スクウェア、ノース・ダッドリー街、ザ・グロブにあるのだが——代表が出席した。彼らは、協会の原則について、何かを知りたいと熱望していた。⁽¹⁴⁾

かくしてジュネーブ大会以後、労働組合運動におけるインターナショナルの威信は増し、各国の労働組合運動は、インターナショナルを導きの星とする時代がおとずれるのである。しかし、それはあくまでも協会がストライキ破りの防波堤としての役割を果し、その限界のなかにとどまる限りにおいてそうであつた。だが、マルクスとエンゲルスは労働組合指導者の改良主義にたいする闘争がはげしくなるとともに、次第に協会内部の矛盾は暴露されざるをえない。かくして、マルクスの言葉をかりるならば、一八六七年から六八年にかけては、インターナショナルの歴史にとつて新紀元を画することとなつたのである(未完)。

(一) The General Council of the First International, 1866-1868,

Minutes, (Documents of the First International) 1964, pp. 35-36.

- (2) Ibid., p. 40.
- (3) Ibid., pp. 44-45.
- (4) Ibid., p. 52.
- (5) Ibid., p. 52.
- (6) Ibid., p. 56.
- (7) Ibid., p. 58.
- (8) Ibid., p. 65.
- (9) Ibid., p. 48.
- (10) Ibid., p. 91.
- (11) Ibid., p. 55.
- (12) Ibid., p. 60.
- (13) Ibid., p. 63.
- (14) Ibid., pp. 74-75.

—一九六五・二・一五・深更—

書評

ハイマン・カプリン著

『アジアの革命家——片山潜の生涯』

(Prof. Hyman Kublin: Asian Revolutionary, The Life of Sen Katayama, Princeton, New Jersey Princeton University Press, 1964, xiii+pp. 370.)

飯田 鼎

「われわれは、どのような目的をもってアメリカへくるのか。お金をためるためか、それともアメリカ見物を楽しむためか。いやわれわれはすべての中国人やハンガリア人がやるように、お金をもうけるためでもなければ、また楽しい思いをするためでもない。そんなことはわれわれには関係はないのだ。なぜならわが国は、政治的宗教的な諸問題において、もっとも重要なものでも忙しい時期にあり、あらゆる愛國の士を必要としているのだ。われわれは、祖国のために、その将来の利用にそなえて、われわれの精神を教育し且つ教養をつむむためにも、より高度の文明についての真の知識を獲得する目的で、この国へ来るのだ。」(片山潜「何故われわれは、アメリカへ来るのか」本書六四頁)。

日本が生んだ偉大な世界的革命家、片山潜については、第二次世

書評

七九 (三三二)

界大戦後、わが国でも非常に熱心な研究がつけられている。まず片山の著作についていえば、一九四九年に、一九二二年に出版されたことのある「自伝」が、日本共産党史資料委員会監修になる「片山潜選集」第一巻として刊行されたが、その後、一九五四年、岩波書店から片山潜「自伝」として出刊された。今日、一般に片山の自伝といえはこの岩波版を指すと思われるほど普及している。また片山と西川光次郎の共著になる「日本労働運動」(岩波文庫)も一九五二年に出版され、日本労働運動の研究に大いに役立つこととなったのである。また一九五九年、片山潜生誕百年記念として、片山潜著作集(全三巻)が、平野義太郎、木村毅両氏を監修者とし、大原慧、塩田庄衛、隅谷三喜男、長谷川博、藤井松一、松本惣一郎、宮川寅雄、山辺健太郎、渡部義通、加藤佑治の諸氏を編集委員として河出書房新社から出版され、片山の主要著作を網羅していることは注目に値する。それと同時に、労働運動史研究会は、その機関紙「労働運動史研究」第十八号(一九五九年十一月)に、片山潜生誕百年記念特集号(大月書店)を計画して、その輝かしい生涯を記念している。

戦後におけるわが国の片山潜研究は、岸本英太郎教授および隅谷三喜男教授を中心としてすすめられてきたといっても過言ではない。すなわち岸本教授の場合には周知のように、「資料日本社会運動思想史」の刊行に努力しつつある編集委員会のなかでの、明治・大正期の史料の蒐集および整理という先駆的な役割を通じての研究によって、片山に近づいていかれたわけである。そしてその成果